平成七年六月二十六日

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十四条第二項の規定により発行する特別葬祭給付金国庫債券の様式の要項を 定める件

大蔵省

国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第七条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十四条第二項の規定により発行する特別葬祭給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体	縦百五十六ミリメートル
		横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル
		横二百十三ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル
		横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	
	「大蔵省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字	褐色
	地模様	うす紫色、緑色、ピンク色
	「記名」、記号の文字、大蔵大臣の	赤色
	印章及び渡し期を表す文字	
	「日本政府」の文字	白抜き
	番号及びその他の文字	黒色
表面	彩紋、唐草模様及び文字	褐色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

(備考)特別葬祭給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。



